

災害復旧事業費の査定立会制度

台風や大雨、地震等の自然災害により、道路や河川、農地等が被害を受けた場合、その管理者(地方公共団体等)が復旧しますが、一定の要件に該当する場合、国がその経費の一部を負担、又は補助する法律上の制度があります。

【地方公共団体等】
被災施設を所管する主務大臣(国土交通省、農林水産省 等)に対して災害復旧事業費を申請します。

申請者

申請

査定官

【主務省】
現地に災害査定官を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。

【財務局】

財政を所管する財務省の立場から職員を「立会官(りっかいかん)」として現地に派遣します。

「立会官」は主務省が行う査定の公正・適正を期するために立ち会い、災害の状況や国が負担する災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに現地で災害復旧事業費を決定します。

立会官

派遣

派遣

派遣

災害現地

～災害査定～

現地で災害復旧事業費を決定します。



(復旧後)

【写真提供 新潟県】



(復旧前)

【写真提供 新潟県】

復旧

財務局、主務省は、できるだけ速やかに災害復旧事業費の予算措置を講じることにより、早期に適切な災害復旧が行われ、一日も早く被災地域の生活環境の安定が図られるように努めております。